

# 不発弾にも「受忍論」

## 置き去りの65年

### 東京大空襲忌を前に

③

調布市で2008年春、戦



調布市で見つかった不発弾。1945年4月7日、中島飛行機武蔵製作所を標的に飛んできたB29が撃墜された際に落ちたものとみられる＝2008年5月18日、調布市国領町1丁目

時中のB29の不発弾が確認された。同年5月、撤去作業を前に市内6カ所で開催された住民説明会で質問が飛んだ。

「もし爆発して家が壊れたら補償してくれるのか」「強制避難で店を閉めた間の営業補償はあるのか」――。長さ

180センチ、直径60センチの1ト爆弾だけに、万が一の爆発に不安の声は大きかった。

だが、市総合防災安全課の職員たちはこう答えるしかなかった。「災害対策基本法に基づき処理であり、災害と同様、補償はできません」

処理にかかった関連費用は約7900万円。このうち国が負担したのは6割強にとどまる。「これも戦後処理の一つ。せめて経費だけは国が持つべきでは……」。同課の荻窪一之さんは言う。

国が不発弾の事故で補償しないのは、これを認めると何も補償していない空襲被災者らとの「均衡」が崩れるからだ。空襲被災者にはこれまで「戦争被害受忍論」を盾に補償や援護を拒んできた。

「受忍論」が最高裁判決に初めて現れたのは1968年。戦時中に没収された在外資産の補償をめぐる裁判で、戦争中から占領期にかけては「国民のすべてが多かれ少なかれ生命・身体・財産の犠牲を余儀なくされた」と指摘。こうした被害は「国民がひとしく受忍しなければならなかった」と述べた。

こうした考え方の輪郭は、早くも51年の国会でうかがえる。政府は在外資産の補償問題で、「(資産喪失は)戦争

被害の一態様」「憲法上の問題ではなく、政策的な問題」「問題は戦争犠牲者に対する「均衡」と答えた。

66年、有識者による審議会は引き揚げ者への交付金支給を説く一方、「国の補償義務はない」と答申する。67年、政府と自民党は「これで戦後処理は終わり」とし、朝日新聞なども「国民のほとんどすべてが多かれ少なかれ戦争被害者」と同調した。こうした中で出た68年判決を、ある行政法学者は「結論ありきの政治判断だろう」とみる。

68年判決はそれでも立法による解決を否定していなかったが、厚生相が諮問した被爆者対策の懇談会は80年、生命や身体などの戦争被害は「一般の犠牲」として「ひとしく受忍しなければならぬ」と答申。今度はこれがお墨付きとなって、空襲被災者らへの救済が拒まれていく。

受忍論とは、「特別の犠牲」は補償するが、「一般の犠牲」は我慢してもらうという考え方だ。その後、空襲被災者、シベリア抑留犠牲者、

台湾出身元日本兵ら様々な犠牲者がこの「一般の犠牲」に押し込められていった。

昨年12月に一審判決が出た大空襲訴訟で原告側証人となった専修大の内藤光博教授(憲法)は「親や家を失い、生存の基盤が奪われ、教育も受けられなかった戦災孤児たちにも受忍論を説くのは理不尽すぎる。本来は被害の状況に応じて補償すべきなのに、受忍論は非常に形式的な区分けだ。そもそも憲法上の根拠を欠いており、法的原理ではない」と批判する。

調布市の不発弾は、畑の中に埋もれていた。畑のような軟らかい地面に落ちると、爆発しないで地中に残るといふ。07、08両年に見つかった戦争由来の不発弾や爆発物は、東京都が約1700個で沖縄県に次いで多い。

それが爆発して死傷者が出ても、根底に受忍論がある限り、だれも補償してくれない。(大塚晶)

なぜ被災者は「がまん」を強いられるのですか